

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

東久留米市立下里中学校

第1 はじめに

伝統と地域環境に包まれたこの下里中学校の教育の推進者である私たちは、子供たちにとってかけがえのない教師であることは当然であるが、同時に地域社会の中でも教師であることが期待されている。

教育は、生徒一人一人が人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともに、その可能性を開花させることが目的である。特に、中学校教育とは、人生への扉を開く鍵に他ならない。人生に踏み入る鍵の開け方の基礎・基本を教えるのが学校の役割であり、「15の春」15歳になった生徒が将来に夢をもち、堂々と社会を生き抜く力を付けさせることが、学校の責務である。したがって、学校は、あらゆる場面において生徒に感動を与え、生徒が将来への夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。

しかし、いじめを背景として中学生が自らの命を絶つという痛ましい出来事が発生し、当該生徒が在籍した中学校の対応に対し、関係生徒の保護者だけでなく他の生徒や保護者などから学校に対する不信の声が報道等を通じ大きくあがっている。このことは、極めて残念であり深刻に受け止めていかなくてはならない。

文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童・生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ対策推進基本法を策定し、国としての指針を示した。その内容としては、

- 1 いじめがいずれの学校のいずれの児童・生徒等にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
- 2 いじめは児童・生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、児童・生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むべきこと。
- 3 いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた児童・生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すべきこと。
- 4 いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

という基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

このことを踏まえ、校長を中心とした一致協力体制を確認することが急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめの問題への更なる取組を進めることにより、生徒・保護者に対する信頼を得ていかなければならない。

そのためには、全教職員が、生徒が発しているサインを見逃すことがないように教師は、「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感をもって常に生徒に接すること、教員相互の情報交換を行い、いじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは許さない」「いじめる側が悪い」という認識を生徒も教師ももつことが前提となる。

このことを念頭におき、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現を目指して学校経営を進めていきたいと考える。

第2 本校のいじめ防止基本方針

- 1 豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
- 2 心の通う対人の交流の能力の素地を養う
- 3 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実

第3 目指す学校像

- 1 よき社会人の育成を目指す学校
- 2 自治力のある集団、正義の通る集団としての学校
- 3 全ての生徒が心の居場所をもつ学校
- 4 学習の基礎・基本を確実に身に付け、主体的に学ぶ力を培う学校
- 5 将来に夢をもち、その実現に努める意欲と態度を育てる学校
- 6 課題解決のための協働体制が確立された組織としての学校
- 7 学校・家庭・地域社会が共に協力をし、生徒を育てる学校

第4 学校経営の基本姿勢

- 1 一人一人の生徒が将来に向けて自己を鍛え、よき社会人となるよう成長させていく。そのために、教職員は生徒の心を温かく理解するとともに、生徒に対して厳しく生き方に迫る指導を行う。
- 2 学校は公教育機関として、法令に従い、全教職員が一つになって組織的に取り組む姿勢がなにより必要である。そして、一人一人の教職員の強みを発揮してこそ最大の組織力が生まれる。
- 3 保護者・地域から信頼される学校は、生徒の正しい成長をもって生まれる。生徒を慈しむ保護者の期待と、生徒に社会的存在としての場を提供する地域社会の期待、それらの期待に応えるべく、責任を自覚し役割を果たすことが必要である。

第5 基本的な方針

全教職員が共働・共汗し、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る。

- 1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）
 - (1) 副校長及び主幹教諭、主任教諭を中心としたいじめ防止対策委員会を設置し、定期的な会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアルを作成する。
 - (2) いじめ防止対策委員会において、生徒アンケートを作成し、分析させ、いじめの早期発見・早期対応を図る。
 - (3) 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー（ＳＣ）を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。
 - (4) 好ましい人間関係の構築を図ると共に、校内教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実させるために、定例の特別支援教育推進委員会を開催しながら特別支援コーディネーターを中心に、ＳＣと連携し、教師全員のカウンセリングマインド育成の向上を目指し、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。
 - (5) 生徒会を中心に生徒が主体的となってルール作り等を作成させ、いじめの防止に努める。
 - (6) 生徒会によるキャンペーン等を実践させ、望ましい集団づくりに努める。
 - (7) 学校としての取組（常態的・先行的生活指導の取組）
 - ア 各学期に1回ずつ（年3回）、道徳の時間を中心にいじめに関する授業を行うとともに、生徒と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒のよさや個性を伸ばす努力をする。さらには、全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
 - イ 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級づくりを工夫する。また、問題行動の指導に当たっては、「焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さず」を常に意識し、きめ細やかに愛情をもって指導する。
 - ウ 職場体験等の体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」等の育成を図る。
 - エ hyper-Q Uを継続実施し、個々の生徒の人間関係や自己有用感についての客観的な分析を行い、望ましい人間関係を構築するための学級経営に活かす。

- (8) 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。
- ア 保護者会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解・協力していただき、いじめ防止に努める。また、学校だよりや学校ホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。
 - イ 教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。
 - ウ 生活指導主任が中心となり、教職員に年3回のいじめ問題に関する研修会を実施し、いじめの防止、早期発見・早期対応が適切に行われるようにする。

2 本校におけるいじめの早期発見に関する措置

- (1) 生活指導部会、教育相談委員会（各毎週1回開催）及び学年の打合せ（毎朝）において、生徒の様子に関する状況把握をこまめに行い、いじめの初期段階を早期に察知するための校内の体制づくりを確立する。
- (2) スクールカウンセラー、養護教諭と連絡を密にし、生徒からの悩みや訴えを聞き取る相談体制を整備し、家庭・地域や関係機関との連携を図り、いじめの早期発見に努める。
- (3) ふれあい月間に連動していじめに関するアンケートを各学期1回（年3回）実施し、当該生徒のみならず、当該生徒以外の生徒からも情報を広く収集し、いじめの早期発見に努める。

3 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

(1) いじめられた生徒への対応

- ア 生徒や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生活指導主任を中心とした特別委員会を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応させ、重大事態とならないよう対処させる。
- イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。
- ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- エ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- オ 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- キ 家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせる。
- ク 教育委員会に事実関係を報告する。

(2) いじめた生徒への対応

- ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に生かす。

(3) 学校としての取組

- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるような環境の改善を図る。
- ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校にする。

4 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

(1) 重大事態とは

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ウ 生徒の身体に重大な障害があった場合
- エ 生徒が金銭を奪い取られた場合
- オ 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- カ 生徒や保護者から「いじめにより重大な被害に至った」との申し立てがあった場合

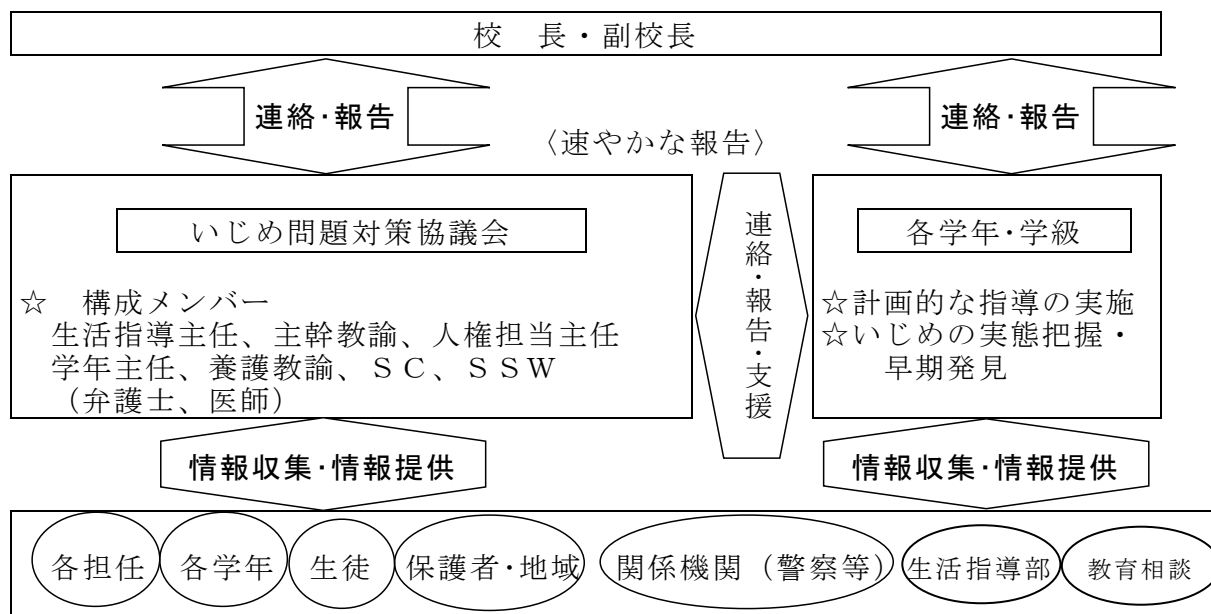
(2) 重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

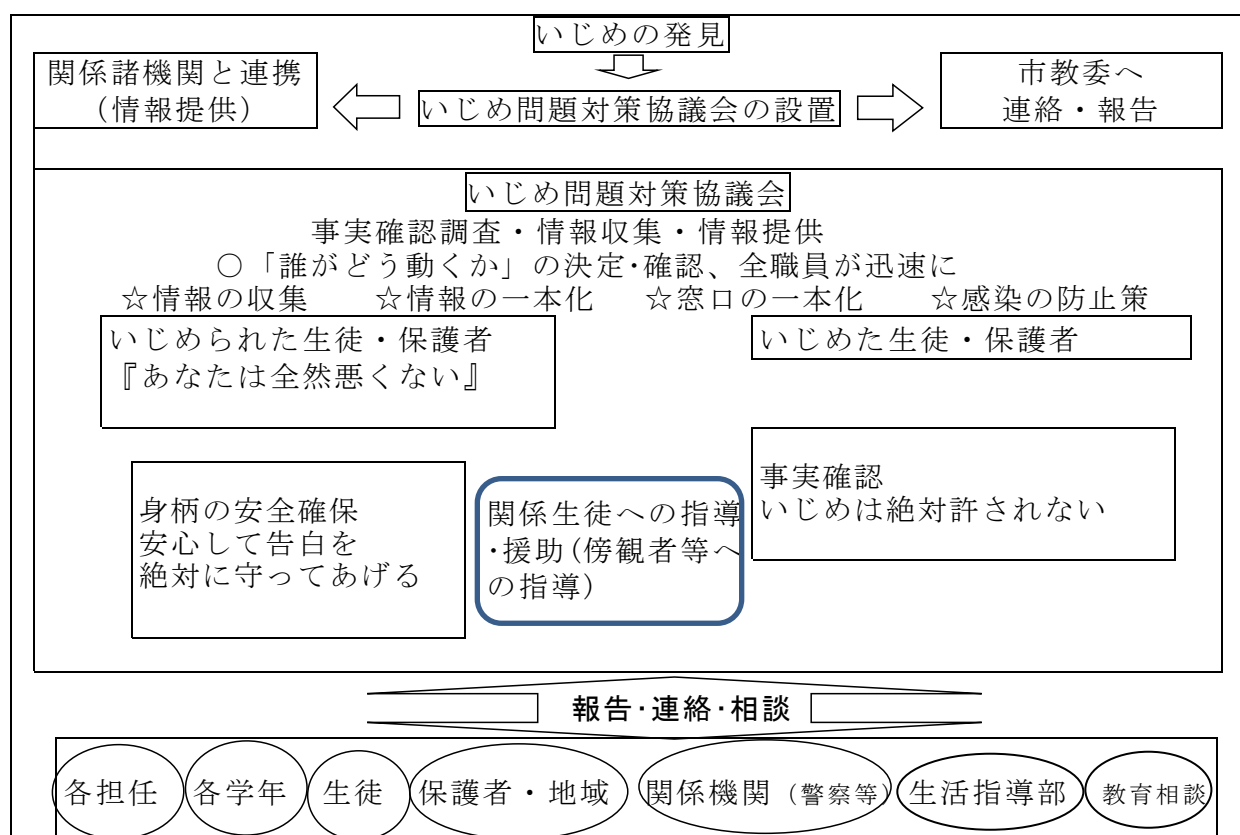
- ア 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー（ＳＣ）
スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

第6 いじめ防止体制（平常時）



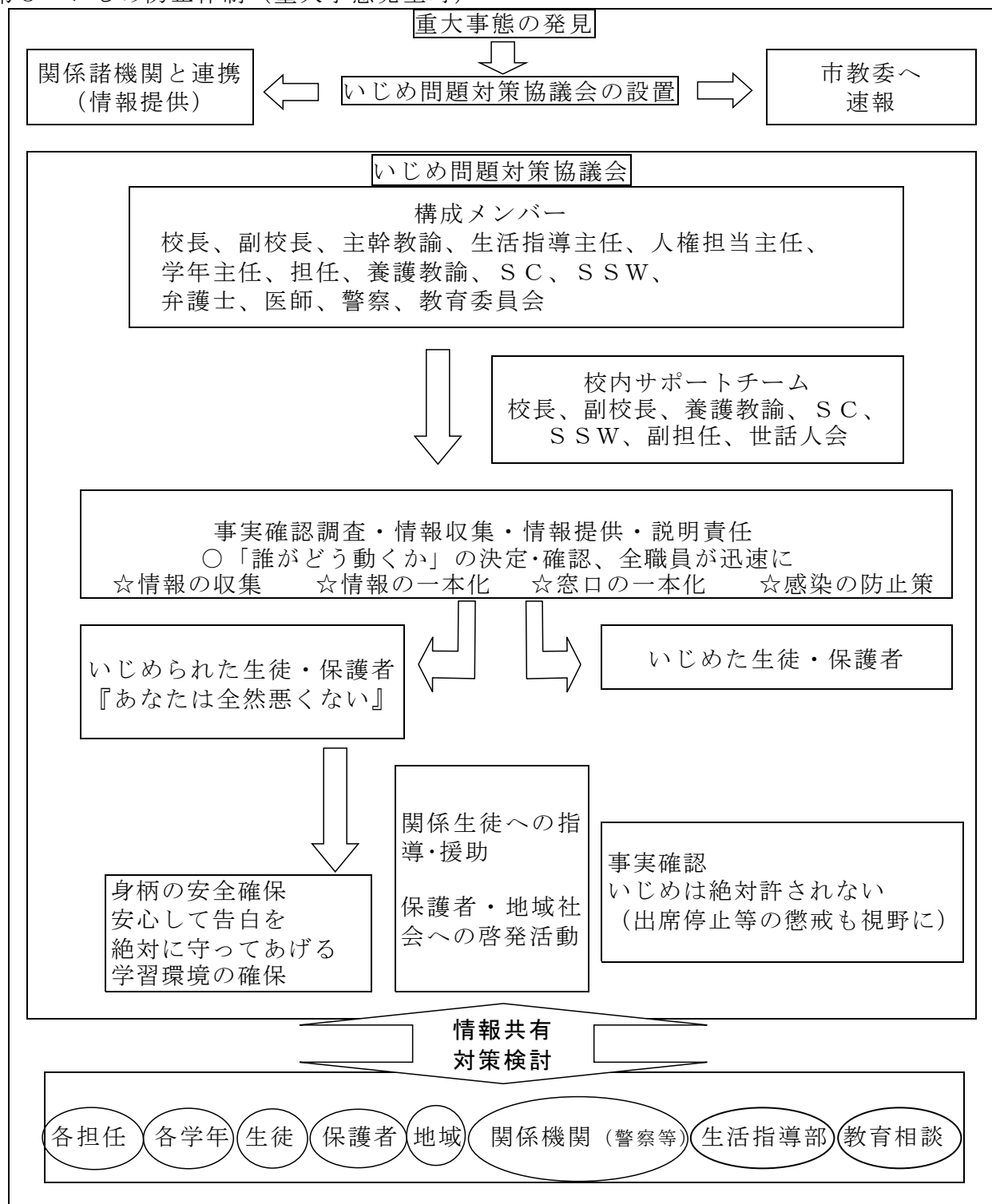
※ 「いじめ問題対策協議会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

第7 いじめ防止体制（いじめ発生時）



いじめの解消 (継続して情報交換・援助) **事後観察・支援の継続** (日常観察・SC等との連携) **学校評価** (取組の分析、改善)

第8 いじめ防止体制（重大事態発生時）



(教育委員会との連携) (ケア等日常観察・関係機関等との連携) (取組の分析、改善)

重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。
同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行
い、全校生徒の不安を解消させる。